

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月13日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋芳昭

平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 品目

自動車13台

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### (2) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

### (4) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。評価の対象とする環境性能に対する指標は、燃費値（燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）とする（詳細は、入札説明書による。）。

入札に当たっては、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 電子入札システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行う。

（政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>）

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局へ申し出を行い入札参加届（兼自己申告書）を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

## 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」、「B」または「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(5) 入札参加届又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

#### 4 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎5階  
広島労働局総務部総務課会計第二係 青山  
電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び交付場所  
期間：平成29年2月13日（火）から平成30年3月5日（月）まで  
場所：広島労働局ホームページ (<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限  
平成30年3月6日（火）17時15分  
なお、この入札に参加を希望する者は、入札参加届（兼自己申告書）の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札書の提出期限  
平成30年3月8日（木）14時55分
- (5) 開札日時  
平成30年3月8日（木）15時00分
- (6) 開札場所  
広島労働局総務部総務課内会議室  
広島市中区上八丁堀6-30

#### 5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
この入札に参加する者は、広島労働局の交付する仕様書に応じた契約を締結できるようにすること。
- (3) 入札の無効
  - ア 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
  - イ 紙入札方式によっては記名押印のない入札又は要領の得ることができない入札
  - ウ 紙入札方式によっては委任状を持参しない代理人が行った入札
  - エ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札
  - オ 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
  - カ その他、担当官において入札が不完全と認められた場合
  - キ 上記4の（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき
- (4) 契約について  
契約書によって契約を締結するものとする。
- (5) 落札者の決定方法  
次の各要件を満たす入札書のうち、本件の審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - ア 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 入札者の提出した性能等証明書が、本件の性能審査に合格したものであること。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 詳細については入札説明書によるものとする。

# 入札説明書

自動車の賃貸借に係る単価契約の入札については、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 小嶋芳昭

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

自動車の賃貸借（詳細は「仕様書」のとおり。）

### (2) 車種等

「仕様書」のとおり。

### (3) 配置場所及び借上げ台数その他利用方法

「仕様書」のとおり。

### (4) 契約期間

「仕様書」のとおり。

### (5) 入札方法

価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札とする。

評価の対象とする環境性能にかかる指標は、燃費値（燃料1リットルあたりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。）とする。

入札書に記載された金額が、予定価格の範囲内であり、かつ賃貸しようとする自動車为本案件仕様書に定める要求要件をすべて満たしている者のうち、別紙「審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ア 入札者は、業務に係る経費のほか、賃貸に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ 入札者は、入札金額の内訳を別紙「入札金額内訳書」に記入し、別紙「入札書」と併せて提出すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

## 3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い入札参加届（兼自己申告書）を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

## 4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」、「B」または「C」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 入札参加届又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

## 5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した別紙「性能等証明書」を作成し、下記7（1）の提出期限までに提出しなければならない。

また、開札日までの間において支出負担行為担当官から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 6 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
  - ア 提出期限  
平成30年3月5日（月） 12時00分
  - イ 提出場所  
広島市中区上八丁堀6番30号  
広島労働局総務部総務課会計第二係 青山  
電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786
  - ウ 提出方法  
持参又はFAXによって提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は適宜行うこととするが、回答事項については、受領書を提出した全ての者に随時通知する。

## 7 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、担当官が作成した仕様書の手交を受けること。

また、入札参加届（兼自己申告書）の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限  
平成30年3月6日（火）17時15分
- (2) 提出書類  
電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。

- ・入札参加届（兼自己申告書）
- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ・誓約書
- ・性能等証明書（カタログ（写）等を添付のこと。）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(1) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の方法により、上記6(1)記載の場所に提出すること。

入札書及び入札金額内訳書、性能等証明書ともに郵送する場合はそれぞれ別の封筒に封入し、「入札書在中」、「性能等証明書在中」と明記すること。

(4) 入札者は提出した入札書及び入札金額内訳書及び性能等証明書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(5) 理由の如何によらず、入札書、性能等証明書のいずれかが提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

8 入札書及び入札金額内訳書の提出について

(1) 提出期限

平成30年3月8日（木）14時55分

(2) 提出方法及び提出場所

上記7(3)と同様とする。

9 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、広島労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の不合格については、開札日の前日までに入札者に連絡し、当該入札書には、理由を付して通知するものとする。

10 落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札書のうち、自動車の性能に関する審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札者の提出した性能等証明書が、上記9による審査の結果合格したものであること。

11 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

平成30年3月8日（木）15時00分

## (2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

## 12 その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、厚生労働省ホームページで公表するものとする。

### (2) 入札に係る注意事項

ア 開札は指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名押印のない入札書又は要領の得ることができない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 7(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記10の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、ただちにくじ引きで落札業者を決定する。

また、落札者決定のくじ引きを実施することとなった場合において、開札に立会を行っていない場合は、当局開札担当者以外の者がくじ引きを行うこととする。

エ 開札の結果、入札価格に100分の8に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

なお、紙入札方式によって入札書を提出し、開札に立会を行っていない場合は、この再入札に参加できないこととする。

また、電子調達システムにより入札に参加するものは、開札時にただちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

オ 開札に立会を行っていない者は、開札方法及び開札結果等の一切の事項について異議申し立てを行うことができないこととする。

### (3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

## 13 入札等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 青山

電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786

# 仕 様 書

## 平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】

### 1 車種

- ・排気量660cc以下の軽自動車（ガソリン車）
- ・排気量1300cc以下の普通自動車（ガソリン車）（均等室3台のうち2台）
- ・AT若しくはCVT
- ・エアコン・カーナビ装備
- ・ETC車載器装備
- ・冬季についてはスタッドレスタイヤ装着
- ・レンタル料金には保険料、免責補償料、配車、引取料、消費税含む。
- ・国土交通省認定車のうち「平成17年度基準排出ガス75%低減レベル」以上であること。
- ・以下のJC08モード燃費基準値を満たすものであること。
  - 車両重量が 601kg以上 741kg未満・・・ 21.8km/L以上
  - 車両重量が 741kg以上 856kg未満・・・ 21.0km/L以上
  - 車両重量が 856kg以上 971kg未満・・・ 20.8km/L以上
  - 車両重量が 971kg以上1,081kg未満・・・ 20.5km/L以上
  - 車両重量が1,081kg以上1,196kg未満・・・ 18.7km/L以上

### 2 事故対応・保険について

#### (1) 事故時における対応

運転時に万一事故に遭った場合、運転者は所属する官署、関係機関（警察等）及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い必要な措置を取る。連絡を受けた営業所に、おいては事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。

なお、運転者が運転時に万一事故の当事者になった場合（運転者の過失あり）や、汚損等した場合に修理、清掃等が必要になった場合の営業補償（ノンオペレーションチャージ）については、契約相手方の「レンタカー貸渡約款」に基づき、契約締結時に協議する。

#### (2) 保険

下記の条件を満たす保険に加入していること。

- ・対人補償（1名につき）：無制限
- ・対物補償（1事故につき）：無制限
- ・車両補償（1事故につき）：時価額
- ・搭乗者補償（1名につき）：1,000万円以上
- ・免責：0円

### 3 自動車配置場所及び借上げ台数

職業対策課（広島市中区八丁堀5-7）	1台
広島新卒応援ハローワーク（広島市中区基町12-8）	2台
広島西条公共職業安定所（東広島市西条町寺家6479-1）	1台
福山公共職業安定所（福山市東桜町3-12）	1台
可部公共職業安定所（広島市安佐南区可部南3-3-36）	1台
広島東公共職業安定所（広島市東区光が丘13-7）	1台
廿日市公共職業安定所（廿日市市串戸4-9-32）	1台
広島中央労働基準監督署（広島市中区上八丁堀6-30）	1台
労働保険徴収課（広島市中区上八丁堀6-30）	1台
雇用環境・均等室（広島市中区上八丁堀6-30）	3台（うち2台1300cc以下普通車）

#### 4 利用予定日数等

	年間想定利用日数(日)	年間想定走行距離(km)
職業対策課	25	1,700
広島新卒応援ハローワーク(2台分)	60	1,900
広島西条公共職業安定所	25	1,000
福山公共職業安定所	120	5,300
可部公共職業安定所	25	1,000
広島東公共職業安定所	25	1,000
廿日市公共職業安定所	25	1,000
広島中央労働基準監督署	70	1,900
労働保険徴収課	25	1,000
雇用環境・均等室(軽1台分)	60	6,500
雇用環境・均等室(2台分)	210	27,000

#### 5 利用について

##### (1) 予約

予約申し込みは利用前日の午後0時(正午)までとする。

##### (2) 利用時間等(配車、引取時間・方法)

原則午前9時までに利用所・課に配車を行うこととし、引取時間は原則午後5時15分までとする。

業務の都合により引渡し(返却)が遅れると見込まれる場合は、午後4時30分までに該当所、室、課より業者に連絡することとする。

##### (3) 走行距離の記録

出発・帰着時メーターの記録は、該当所、課に配送・引取時点において、該当所、室、課と業者双方で行うこととする。

##### (4) 燃料

満タンの状態で配車を行うこととし、使用後の補充も業者が行うこととする。

#### 6 請求方法

##### (1) 請求単位

毎月末に1ヶ月間の利用状況を確認し、各月毎の料金を翌月に請求することとする。

##### (2) 請求内訳

レンタル料金については、各月の使用日数に日額単価を乗じたものとする(配車・引取料含む)。

燃料費については各月の走行距離に燃料費単価を乗じたものとする。

##### (3) 請求先

官署支出官 広島労働局長 宛て。

#### 7 契約

##### (1) 契約期間

契約締結後から平成31年3月29日までとする。

なお、自動車賃貸借の利用開始日は、当局及び落札者双方協議の上決定するものとする。

##### (2) 契約単価

契約単価については、落札者が提示した落札価格の根拠となる発注単位単価により契約締結を行う。

##### (3) 契約書面

別紙「契約書」により契約締結を行う。

#### 8 再委託について

(1) 本件について全部を一括して第三者に委託することは禁止する。

(2) 委託金額に占める再委託契約金額の割合は2分の1未満とすること。

(3) その他再委託に関する手続き等は契約書(案)第18条から第20条による。



9 その他

想定利用日数は、予想数量であるため、単価契約締結後の利用日数を約するものではないこと。

10 入札に関する質問について

この入札に関する質問は、受領書の提出を行った者に限り行うことができる。

質問がある場合は、平成30年2月28日（水）12時00分までに下記の場所に書面（様式は任意）により提出すること。

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 担当：青山

電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786

質問に対する回答事項は、受領書を提出した全ての者に随時通知する。

# 総合評価による落札方式（レンタカー）

## 1 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車仕様が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

## 2 総合評価点の計算方法

[総合評価点 = ①環境性能（燃費値）に対する得点 ÷ ②入札価格に対する得点]

- ①「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、1300 ccクラスは15点を満点、軽自動車クラスは35点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{【1300cc クラス】 加算点} = 15 \text{点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 20.8\text{km/L}}{26.0\text{km/L} - 20.8\text{km/L}}$$

$$\text{【軽自動車クラス】 加算点} = 35 \text{点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

② 「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

(例) 入札価格123万4567円の場合、価格に対する得点は123.4567点となる。

③ ①÷②で得られた値に端数が生じた場合は、小数点第三位を四捨五入し、これを総合評価点とする。

### 3 自動車の燃費値の算定方法

JC08モードによる燃費値を使用するものとする。JC08モードによる燃費値が公表されていない車種については、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じることでJC08モードの燃費値とみなすこととする。

# 契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 小嶋芳昭（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、次の条項により自動車の賃貸借に係る単価契約を締結する。

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第3条 乙は、自動車（以下「レンタカー」という。）を貸し渡すものとし、甲はこれを借り受けるものとする。

第4条 単価契約に係る仕様及び単価は別紙のとおりとし、以下の内容を含むものとする。

①基本料金 ②免責補償料 ③消費税 ④保険料 ⑤配車、引取料 ⑥燃料費

第5条 契約期間は次のとおりとする。

契約締結日から平成31年3月29日までとする。

第6条 甲は、レンタカーの引渡しを受けてから乙に返還するまでの間（以下「使用中」という。）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第7条 甲は、レンタカー使用中当該車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、乙に連絡するとともに、乙の指示に従うものとする。

第8条 甲は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、直ちに事故の状況等を乙に報告し、乙の指示に従うものとする。

2 甲はレンタカー使用中に事故を起こし、車両に損害を与えたときは、修理期間中の営業補償の一部として20,000円（自走可能）又は50,000円（自走不可能）及び事故証明発行手数料670円を乙に支払うものとする。

第9条 甲は、乙から賃借した自動車の利用にあたり、本契約に特別の定めのない限り、乙の定める貸渡約款を遵守しなければならない。

第10条 甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならないものとし、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、相手方の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第11条 乙は、毎月末に当月のレンタカー利用状況を確認し、各月の料金を翌月に官署支出官広島労働局長に対して請求書を提出するものとする。

第12条 官署支出官広島労働局長は乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

第13条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合には、官署支出官広島労働局長は乙に対し、支払期限の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、年2.7%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第14条 乙は、天災その他避け難い理由により、レンタカーを提供することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとし、甲に生じた損害について責を負わないものとする。

第15条 乙の帰すべき理由により、別紙の規定による受渡し期限までに甲に引渡しが出来ない場合において、受渡し期限後相当の期間内に受渡しをする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して受渡し期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額に対して、遅延日数に応じ年5%の割合で計算した額とする。

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第17条 乙は、天災その他避け難い理由により、業務の遂行ができないときは、直ちに甲に連絡をし、その指示を受けるものとする。

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第21条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次にあげる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) 本契約について乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
- (3) 甲において乙が本契約を履行することができないと明らかに認めるとき。
- (4) 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

第22条 前条による契約解除の場合、乙は契約代金の1/10を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第23条 甲は、第21条によりこの契約を解除したため被害を被ったときは、乙に損害賠償金を請求することができる。

第24条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議のうえで決定する。

第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第27条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第28条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第29条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第30条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第31条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第32条 甲は、第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第33条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第34条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第35条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第36条 第35条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名、押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭

乙



## 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、FAXもしくは郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、**仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。**

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしく申し上げます。

## &lt; 宛先 &gt;

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 青山吉孝 あて

**Fax:082-221-1786**（Tel:082-221-9241）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

入札案件 名称	平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】
---------	---------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		平成 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	TEL番号	
	FAX番号	
参加入札方式(予定)		<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札    (いずれかにチェック)

# 入札参加届(兼自己申告書)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋芳昭 殿

届出人 住 所  
名 称

印

入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。  
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

## 【届出事項】

- 1 入札件名 平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1)平成28、29、30年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級  
「物品の製造・物品の販売・役務の提供等」 ( )等級
  - (2)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
  - (3)社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険  
国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険  
料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい・いいえ
  - (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい・いいえ
  - (5)入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。  
はい・いいえ
  - (6)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率(2.0%)以上の身体障害  
者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて  
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい・いいえ
  - (7)厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また過去1年以内に厚生労働省所管法令  
違反による行政処分等の対象となっていない。 はい・いいえ

## 【添付書類】

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・性能等証明書

# 暴力団等に該当しない旨の誓約書

( 私 / 当社 ) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

Ⓢ（代表者印）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。



性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成12年運 輸省告示第103号)の基準のうち、平成 17年基準排出ガス75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 15 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 20.8\text{km/L}}{26.0\text{km/L} - 20.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15 モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成12年運 輸省告示第103号) の基準のうち、平成 17年基準排出ガス75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 15 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 20.8\text{km/L}}{26.0\text{km/L} - 20.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成12年運 輸省告示第103号)の基準のうち、平成 17年基準排出ガス75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成12年運 輸省告示第103号) の基準のうち、平成 17年基準排出ガス75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15 モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。



## 性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

## 性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

## 性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

## 性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。



性能等証明書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

以下について、相違ないことを証明します。

		配車しようとする 自動車の性能等	※審査欄 (注1)
①	車名		
②	型式		
③	車両総重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (JC08 モードによる 値または JC08 モード換算値) (注2)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領 (平成 12 年運 輸省告示第 103 号) の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に 適合していること。(○を付けること)	適 ・ 否	

◎環境性能（燃費値）に対する得点の計算

$$\text{加算点} = 35 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - 21.8\text{km/L}}{37.0\text{km/L} - 21.8\text{km/L}} = \boxed{\quad} \dots \text{①}$$

※ 加算点は小数点第一位を四捨五入し整数とすること。

$$\text{環境性能（燃費値）に対する得点} = 100 + \text{①} = \boxed{\quad}$$

(注1) ※欄は記入しないこと。

(注2) JC08 モード換算値とは、JC08 モードによる燃費値が公表されていない車種について、10・15モードによる燃費値に0.9を乗じた値であること。

(注3) 太枠内及び提案車の燃費値を記入すること。

# 委任に関する届出書

## 【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋芳昭 殿

届出人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

印

私は、広島労働局が行う入札に関して、  
委任しております。

を代理人と定め、下記のとおり

### 記

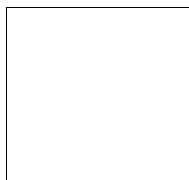
#### 1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

#### 2 委任事案

平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】

#### 3 代理人の使用印鑑



# 入札書

【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋芳昭 殿

入札者 住 所

名 称

入札者名

(代理人名)

印

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

# 入札金額内訳書

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 小嶋芳昭 殿

件名 平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】

平成 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者

㊞

## 内 訳

所属	日額/kmあたり額	年額
職業対策課		× 25 日
同上燃料費		× 1,700 km
広島新卒応援ハローワーク (1台目)		× 30 日
広島新卒応援ハローワーク (2台目)		× 30 日
同上燃料費 (2台分)		× 1,900 km
広島西条公共職業安定所		× 25 日
同上燃料費		× 1,000 km
福山公共職業安定所		× 120 日
同上燃料費		× 5,300 km
可部公共職業安定所		× 25 日
同上燃料費		× 1,000 km
広島東公共職業安定所		× 25 日
同上燃料費		× 1,000 km
廿日市公共職業安定所		× 25 日
同上燃料費		× 1,000 km
広島中央労働基準監督署		× 70 日
同上燃料費		× 1,900 km
労働保険徴収課		× 25 日
同上燃料費		× 1,000 km
雇用均等室 (1台目)		× 60 日
雇用均等室 (2台目)		× 105 日
雇用均等室 (3台目)		× 105 日
同上燃料費 (2台分)		× 27,000 km
同上燃料費 (1台分)		× 6,500 km

合計額 ㊞

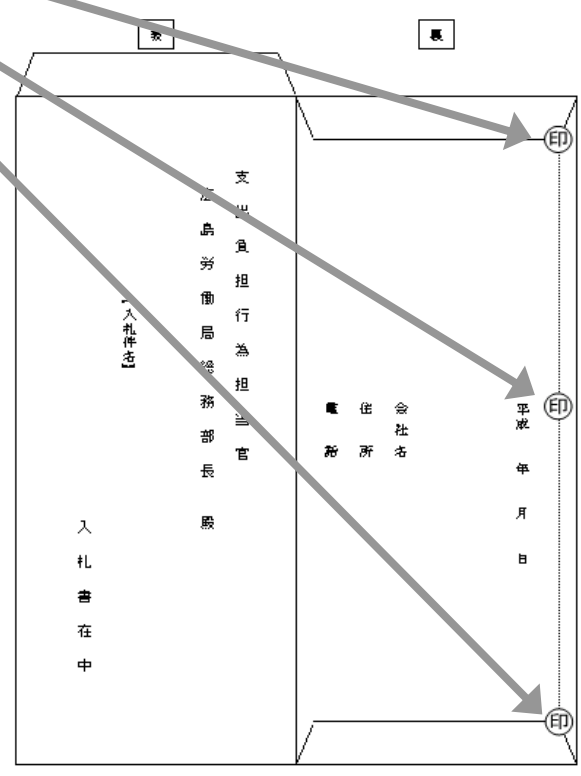
# 注意事項

- 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '委任に関する届出書【紙入札方式】' and the right is '入札書【紙入札方式】'. Both forms have a date field '平成 年 月 日' and an addressee '支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿'. The '入札書' form includes fields for '入札者 住所 名称' and '入札者名 (代理人名)', with a red circular stamp '印' next to the name. A dashed box labeled '代理人名' points to the name field. Another dashed box labeled '代理人が入札書へ押印する印鑑を押印すること。' points to the stamp. Below the forms, there are fields for '入札件名' and '入札金額'.

※ 平成〇〇、〇〇年厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格「〇〇〇」のうち「〇〇」の競争参加資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

## 【紙入札方式】封筒記載例



# 【紙入札方式】 封筒記載例

表	裏
<p data-bbox="193 712 571 860">入札件名を記載すること。</p> <p data-bbox="603 734 730 1585">支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿</p> <p data-bbox="424 1039 459 1196">【入札件名】</p> <p data-bbox="408 1240 480 1989">平成30年度自動車の賃貸借に係る単価契約【労働局、広島中央署、各安定所分】</p> <p data-bbox="236 1554 284 1912">入札書在中</p>	<p data-bbox="911 763 1422 911">会社名、住所、電話番号を記載すること。</p> <p data-bbox="895 1272 1086 1420">会社名 住所 電話番号</p> <p data-bbox="1342 1272 1382 1659">平成 年 月 日</p>